

教務部長	学級担任

令和 年 月 日

兵庫県立神戸工業高等学校長様

学校感染症による出席停止届

_____年 _____組 _____番

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)

出席停止期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

出席停止の理由

学校感染症

学校保健安全法施行規則に基づく感染症によるもの (詳細は裏面)

※本人(保護者) → 学級担任 → 教務部+(写)養護教諭

学校保健安全法施行規則の一部改正（2023年5月）

学校感染症と出席停止期間の改定

種別	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。） 特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第一九条第二号イにおいて同じ）→	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核	病状により医師によって、感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 ＊その他の感染症 （溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症など）	＊その他の感染症は必要があれば、医師の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。